

【ご案内】

通達の内容を広く周知・広報するためのバナーを作成しましたので、研修、講習、試験等の案内時にご活用下さい。引き続き監理技術者等の専任制度が的確に運用されるよう、皆様のご協力をお願いいたします。（データは建設業者団体の皆様にお送りいたします）

監理技術者、主任技術者は、
研修・講習・試験等への参加、休暇の取得等のために
短期間工事現場を離れることができます。

いずれの場合も、適切な施工ができる体制を確保するとともに、注文者の了解を得ている必要があります。
詳しくは平成30年12月3日国土建策309号「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」をご参照下さい。
<http://www.mlit.go.jp/common/001263592.pdf>



OK

監理技術者、主任技術者は、
研修・講習・試験等への参加、休暇の取得等のために
短期間工事現場を離れることができます。

いずれの場合も、適切な施工ができる体制を確保するとともに、注文者の了解を得ている必要があります。
詳しくは平成30年12月3日国土建策309号「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」をご参照下さい。
<http://www.mlit.go.jp/common/001263592.pdf>



現場に配置された監理技術者・主任技術者は工事現場にて業務を行うことが基本ですが、下記の理由等により短期間工事現場を離れることは可能です。

- ・ 研修、講習、試験等への参加
- ・ 休暇の取得

いずれの場合も、適切な施工ができる体制を確保するとともに、注文者の了解を得ている必要があります。
詳しくは平成30年12月3日国土建策309号「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」をご参照下さい。
<http://www.mlit.go.jp/common/001263592.pdf>